

【長期海外実習】国連ユースボランティア・プログラム 参加申込誓約書

明治大学国際教育センター長 殿

私は、国連ユースボランティア・プログラム応募にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意の上、明治大学長期海外実習・国連ユースボランティア・プログラムに応募することを誓約します。誓約事項に反した場合、明治大学(以下本学という。)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

国連ユースボランティア・プログラム応募にあたり理解する事項

1. 派遣候補生として選ばれた後は、本学が正当と認めるとき以外辞退は認められない。
2. 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他プログラム参加におけるリスクを理解し、事前に保証人(保護者)の了解を得て応募する。また、プログラム参加にかかる所定の費用(本学学費、海外旅行保険費、渡航のための予防接種費、国内研修参加に係る費用(研修費、交通費、宿泊費、教材費等、その他費用)を理解し、必ず定められた期日までに支払う。
3. 派遣先の所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合があります。その決定に従う。また、その場合に発生した費用は学生本人が全て負担することを了承する。
4. 学内申請書やその他提出書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、基幹校及び連携校、国連ユースボランティア、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用されることに同意する。
5. 持病・アレルギー等健康状態に不安のある場合は、事前に専門医等による診断を仰ぎ、許可を得てから参加する。派遣候補生の健康状態に不安が確認できる場合は、本学として参加を認めない場合がある。

派遣確定後に関する事項

6. Conditions of Service 及び Letter of Offer の内容を十分に理解し、これに従う。
7. 派遣に必要な諸手続き(パスポートや査証の取得、保険加入、国連ボランティア計画指定の書類作成等)は責任をもって確認し、虚偽の記述をせず、指定期日までに行う。本学に提出した個人情報(健康状態含む)に変更が生じた場合は速やかに申し出る。また、諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加を取り消すことがあり、このことにより生じた損害等について、本学は責任を負わないことを了承する。
8. 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること、また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。
明治大学の安全保障輸出管理について：<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>
9. 国連指定の保険に加入した場合であっても、出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入及び危機管理支援サービスの登録を行い、双方の保険に加入することを了承する。

派遣期間中に関する事項

10. 日本国及び派遣国・地域の法令を遵守する。また、受入先組織・機関の諸規程及び本学の規則を遵守し、現地責任者等の指示に従う。また、自己の自覚と責任において、本学学生として恥ずかしくない行動をとる。
11. いかなる場合も車両(自転車を除く)の運転を含み、危険なアクティビティを行わない。
12. 派遣期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
13. 派遣期間中、派遣先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、本人が全ての責任を負うものとする。また、本学や派遣先機関の指導・管理が及ばない個人的行動に起因する事故・疾病などによる損害については、本人が全ての責任を負うものとする。
14. 派遣期間中、Conditions of Service 及び Letter of Offer で定められる居住規定に従い、その居住先に滞在する。
15. 国連ユースボランティアの趣旨を理解し、国連ユースボランティア派遣先でボランティアに励む。参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。その場合に発生しうる帰国に係る費用は学生本人が全て負担することを了承する。
16. 本学及び受入先組織・機関に対し、定期的に報告を行う。また、本学へ現地到着の報告を行う。
17. 派遣期間中の安全については、現地責任者等の指示に従い、最大限の注意を払う。
18. 派遣期間中は、原則として、派遣先の許可なく、また本学への連絡なくして派遣国以外の第三国への出国はしない。派遣先の許可があり、出張等でどうしても派遣国外に移動する必要がある場合は、必ず事前に本学に連絡し、許可を得る。

国連ユースボランティア終了後に関する事項

19. 派遣期間終了後は速やかに帰国し、帰国後は本学へ報告するとともに、所属学部において所定の手続を行う。
20. 本学の外国留学に関する広報活動及び本プログラム継続に係る各種調査について、本学卒業後も含め協力をすることを了承する。
21. プログラム選考時の書類及び参加中の生活情報や集合・個人写真(研修先から提供を受けたものを含む)などの個人情報等を本学と共有し、さらにプログラム運営及び広報の目的や並びに安全上の目的のために本学が活用することを了承する。

新型コロナウイルス感染症禍等におけるプログラム実施に関する事項

22. 募集要項に記載の基準に基づき、渡航可否の判断が行われることを了承する。
23. 派遣国・地域の状況によっては、現地赴任を行わず、オンラインで活動することがあることを了承する。
24. 本邦でオンラインでの活動を行うことになった場合でも、誓約事項については渡航先での内容に係るもの以外は全て準用する。

申請者記入欄:

署名年月日 年 月 日

氏名	Ⓜ	所属学部	
学生番号		学年・組・番号	年 組 番号

保護者(保証人)記入欄:

保護者(保証人)は、上記誓約書に記載されている事項及び申請者のプログラム参加に同意し、申請者が誓約事項を遵守することを保証します(保護者(保証人)自筆のこと)。

署名年月日 年 月 日

氏名	Ⓜ (続柄:)	連絡先	
住所	〒		

【長期海外実習】国連ユースボランティア・プログラム 参加申込誓約書

明治大学国際教育センター長 殿

私は、国連ユースボランティア・プログラム応募にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意の上、明治大学長期海外実習・国連ユースボランティア・プログラムに応募することを誓約します。誓約事項に反した場合、明治大学(以下本学という。)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

国連ユースボランティア・プログラム応募にあたり理解する事項

1. 派遣候補生として選ばれた後は、本学が正当と認めるとき以外辞退は認められない。
2. 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他プログラム参加におけるリスクを理解し、事前に保証人(保護者)の了解を得て応募する。また、プログラム参加にかかる所定の費用(本学学費、海外旅行保険費、渡航のための予防接種費、国内研修参加に係る費用(研修費、交通費、宿泊費、教材費等、その他費用)を理解し、必ず定められた期日までに支払う。
3. 派遣先の所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合があります。その決定に従う。また、その場合に発生した費用は学生本人が全て負担することを了承する。
4. 学内申請書やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、基幹校及び連携校、国連ユースボランティア、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用されることに同意する。
5. 持病・アレルギー等健康状態に不安のある場合は、事前に専門医等による診断を仰ぎ、許可を得てから参加する。派遣候補生の健康状態に不安が確認できる場合は、本学として参加を認めない場合がある。

派遣確定後に関する事項

6. Conditions of Service 及び Letter of Offer の内容を十分に理解し、これに従う。
7. 派遣に必要な諸手続き(パスポートや査証の取得、保険加入、国連ボランティア計画指定の書類作成等)は責任をもって確認し、虚偽の記述をせず、指定期日までに行う。本学に提出した個人情報(健康状態含む)に変更が生じた場合は速やかに申し出る。また、諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加を取り消すことがあり、このことにより生じた損害等について、本学は責任を負わないことを了承する。
8. 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること、また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。
明治大学の安全保障輸出管理について：<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>
9. 国連指定の保険に加入した場合であっても、出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入及び危機管理支援サービスの登録を行い、双方の保険に加入することを了承する。

派遣期間中に関する事項

10. 日本国及び派遣国・地域の法令を遵守する。また、受入先組織・機関の諸規程及び本学の規則を遵守し、現地責任者等の指示に従う。また、自己の自覚と責任において、本学学生として恥ずかしくない行動をとる。
11. いかなる場合も車両(自転車を除く)の運転を含み、危険なアクティビティを行わない。
12. 派遣期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
13. 派遣期間中、派遣先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、本人が全ての責任を負うものとする。また、本学や派遣先機関の指導・管理が及ばない個人的行動に起因する事故・疾病などによる損害については、本人が全ての責任を負うものとする。
14. 派遣期間中、Conditions of Service 及び Letter of Offer で定められる居住規定に従い、その居住先に滞在する。
15. 国連ユースボランティアの趣旨を理解し、国連ユースボランティア派遣先でボランティアに励む。参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。その場合に発生しうる帰国に係る費用は学生本人が全て負担することを了承する。
16. 本学及び受入先組織・機関に対し、定期的に報告を行う。また、本学へ現地到着の報告を行う。
17. 派遣期間中の安全については、現地責任者等の指示に従い、最大限の注意を払う。
18. 派遣期間中は、原則として、派遣先の許可なく、また本学への連絡なくして派遣国以外の第三国への出国はしない。派遣先の許可があり、出張等でどうしても派遣国外に移動する必要がある場合は、必ず事前に本学に連絡し、許可を得る。

国連ユースボランティア終了後に関する事項

19. 派遣期間終了後は速やかに帰国し、帰国後は本学へ報告するとともに、所属学部において所定の手続を行う。
20. 本学の外国留学に関する広報活動及び本プログラム継続に係る各種調査について、本学卒業後も含め協力をすることを了承する。
21. プログラム選考時の書類及び参加中の生活情報や集合・個人写真(研修先から提供を受けたものを含む)などの個人情報等を本学と共有し、さらにプログラム運営及び広報の目的や並びに安全上の目的のために本学が活用することを了承する。

新型コロナウイルス感染症禍等におけるプログラム実施に関する事項

22. 募集要項に記載の基準に基づき、渡航可否の判断が行われることを了承する。
23. 派遣国・地域の状況によっては、現地赴任を行わず、オンラインで活動することがあることを了承する。
24. 本邦でオンラインでの活動を行うことになった場合でも、誓約事項については渡航先での内容に係るもの以外は全て準用する。

申請者記入欄:

署名年月日 年 月 日

氏名	Ⓜ	所属学部	
学生番号		学年・組・番号	年 組 番号

保護者(保証人)記入欄:

保護者(保証人)は、上記誓約書に記載されている事項及び申請者のプログラム参加に同意し、申請者が誓約事項を遵守することを保証します(保護者(保証人)自筆のこと)。

署名年月日 年 月 日

氏名	Ⓜ (続柄:)	連絡先	
住所	〒		